

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 34 号	三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市計画課	<p>【関係法令】 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)</p> <p>【趣 旨】 建築基準法の一部改正及び阪神間都市計画地区計画における都市計画の変更に伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】</p> <p>(1) 都市計画の変更によるもの</p> <p>① 北摂三田ウッディタウン地区の一部区域において、中高層住宅地区から戸建住宅地区へ都市計画の変更を行うことに伴い、地区整備計画に新たに街区Hの区域を追加し、戸建住宅に相応しい建築物の容積率、建蔽率、高さの最高限度及び外壁距離の最低限度を定める。</p> <p>② 北摂三田カルチャータウン地区の近隣商業地域において、建築基準法の一部改正により立地可能となったナイトクラブを規制する都市計画の変更を行うことに伴い、地区整備計画に当該用途の制限を加える。これにより、規定が繰下げとなったため整備を行う。</p> <p>(2) 建築基準法の一部改正によるもの</p> <p>③ 建築基準法の一部改正に伴い、用語変更があったため「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。</p> <p>④ 建築基準法の一部改正に伴い、当該条例において引用する別表第2の規定が繰下げとなったため整備を行う。</p> <p>【施行期日】 平成 30 年 4 月 1 日</p>